

井原市快適生活環境づくり実施要領

(目的)

第1条 この要領は、快適で住みよい生活環境づくりの一環として、地域と地域を結ぶ道路その他の公共施設における地域ぐるみの草刈り及び道路沿線支障木伐採奉仕活動を実施する団体等に対し、報償金を交付することにより、住民参加による奉仕活動を通じた心のふれあい及び地域の連帯意識を深め、住みよいまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 草刈り 鎌等での手作業及び草刈り機を用いて草等を刈り取る作業
- (2) 支障木伐採 のこぎりやチェーンソーを用いて道路沿線の支障木を伐採する作業
- (3) 生活道 特定の人のみが使用するものではなく、地域住民が日常生活に使用する道路を指し、通行に対し何ら制約がなく、地域と地域、地域と主要な道路を結ぶ道
- (4) 公共施設 市が管理する施設（市が管理を委託した施設を除く）

(対象者)

第3条 報償金の交付対象者は、市内の各地区において組織された団体（自治会、子供会、PTA等）、その他市長が認める団体とする。

(奉仕活動の内容)

第4条 奉仕活動の内容は、次に定めるとおりとする。

- (1) 草刈りは、同所を年2回（春及び秋）以上作業を行うものとする。
- (2) 支障木伐採は、同所を年1回とし、私有地の支障木の処理は、所有者の承諾書（様式第7号）を得て行うものとする。
- (3) 作業により発生した草木等の廃棄物は、適正に処分するものとする。

(奉仕活動の対象範囲)

第5条 奉仕活動の対象範囲は、次に定めるとおりとする。

- (1) 市道（1種1・2・3級及び2種）
- (2) 農道及び林道（市道に準じる生活道に限る。）
- (3) 通学路
- (4) 公共施設の敷地内
- (5) その他、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に定めるものについては、奉仕活動の対象としない。

- (1) 草刈り活動において、民家から50メートルの範囲における活動
ただし、前項第1号及び第2号において、崖や山林等により隔てられている場合はこの限りではない。
- (2) 支障木伐採活動において、道路の通行に支障を及ぼしていないもの。
ただし、降雨・降雪時や今後の樹木の成長により支障を来すおそれが高いものはこの限りではない。
- (3) 急斜面や高所等の作業で危険性が高く、事故や怪我をする可能性が極めて高い箇所での活動
- (4) 委託業務又は本制度以外の補助を受けている活動
- (5) 第3条の団体を構成する者のうち、1名で行う活動

(報償金額)

第6条 報償金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- | | | |
|------------------|--------------|------|
| (1) 道路の草刈り | 1メートル(片側)当たり | 25円 |
| (2) 公共施設の敷地内の草刈り | 1平方メートル当たり | 10円 |
| (3) 支障木伐採 | 1メートル(片側)当たり | 300円 |

(申請及び報告)

第7条 対象者は奉仕活動の実施にあたり、次の各号に掲げる方法により市へ申請及び活動報告をするものとする。

- (1) 草刈り活動申請書(様式第1号)については、1回目実施日の10日前までに提出するものとし、実施後は、草刈り活動完了届出書(様式第3号)に作業前後の写真を添付した草刈り活動報告書(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。
- (2) 支障木伐採活動申請書(様式第2号)については、実施日の1か月前までに提出するものとし、団体代表者と担当課による伐採予定箇所や伐採距離等の事前確認を行い、作業完了後は速やかに、支障木伐採活動完了届(様式第4号)および作業前後の写真を添付した支障木伐採活動報告書(様式第6号)を提出した上で、再度両者による伐採箇所や伐採距離等の事後確認を行うものとする。

(交付条件)

第8条 市長は、前条の書類の提出があり、第3条から第5条までの規定を満たす活動を行ったと認められるときは、第6条に規定する報償金を交付するものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年11月16日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

草刈り活動申請書

年 月 日

井原市長 殿

団 体 名 _____

代表者住所 井原市 町 番地

氏 名 _____

電 話 _____

井原市快適生活環境づくり実施要領第7条第1項第1号の規定により、下記のとおり申請します。

記

場所（路線名）略図

活動日時（予定）春・・・・ 年 月 日（曜日）
秋・・・・ 年 月 日（曜日）

様式第2号（第7条関係）

支障木伐採活動申請書

年 月 日

井原市長 殿

団 体 名 _____

代表者住所 井原市 町 番地

氏 名 _____

電 話 _____

井原市快適生活環境づくり実施要領第7条第1項第2号の規定により、下記のとおり申請します。

記

場所（路線名）略図

活動日時（予定） 年 月 日（ 曜日）

様式第5号(第7条関係)

草刈り活動報告書(起点)

団体名

路線名

線

草刈り活動報告書(終点)

作業前		作業前	
作業後	写真	作業後	写真

様式第6号(第7条関係)

支障木伐採活動報告書(起点)

支障木伐採活動報告書(終点)

団体名

路線名

線

作業前

写真

作業前

写真

作業後

写真

作業後

写真

様式第7号（第4条関係）

承 諾 書

年 月 日

井 原 市 長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

_____線において通行の障害となっている私の所有
に係る民地内の立木、枯木、竹等の枝打ち、伐採及び除去処分につきましては、自
力での対応が困難であるため、

_____（自治会）において実施されることを承諾します。

事後、実施内容について、一切異議は申しません。